

令和4年度(2022年度)  
北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく  
施策の進捗状況の点検・評価結果(案)  
【概要版】

令和5(2023)年6月  
北海道

北海道環境基本計画〔第3次計画〕(以下、「基本計画」という。)では、その着実な推進を図るため、基本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしています。

本書は基本計画に掲げる5つの分野(「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」及び「共通的・基盤的な施策」)ごとの点検・評価結果の概要を取りまとめたものです。

## 【概要版】目 次

I	はじめに	P 1
II	点検・評価の具体的な進め方	P 1
1	基本計画における規定	P 1
2	点検・評価を行う項目～分野及び施策体系	P 2
3	点検・評価の流れ・方針	P 4
III	分野別の点検・評価	P 5
分野 1	地域から取り組む地球環境の保全	P 6
分野 2	北海道らしい循環型社会の形成	P 9
分野 3	自然との共生を基本とした環境の保全と創造	P 13
分野 4	安全・安心な地域環境の確保	P 18
分野 5	共通的・基盤的な施策	P 21

(別添) 令和 4 年度 (2022年度) 北海道環境基本計画 [第 3 次計画] に基づく関連指標群の状況

## I はじめに

北海道環境基本計画〔第3次計画〕（以下、「基本計画」という。）では、その着実な推進を図るため、基本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしており、この度、令和3年度における施策の進捗状況等について取りまとめました。

## II 点検・評価の具体的な進め方

### 1 基本計画における規定

点検・評価に関しては、基本計画において次のとおり規定しています。

#### 第3章 計画の推進

（中略）

#### 3 計画の進行管理

- 計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。
- 計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。
- 点検・評価は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。
- 点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページなどを通じて広く公表します。

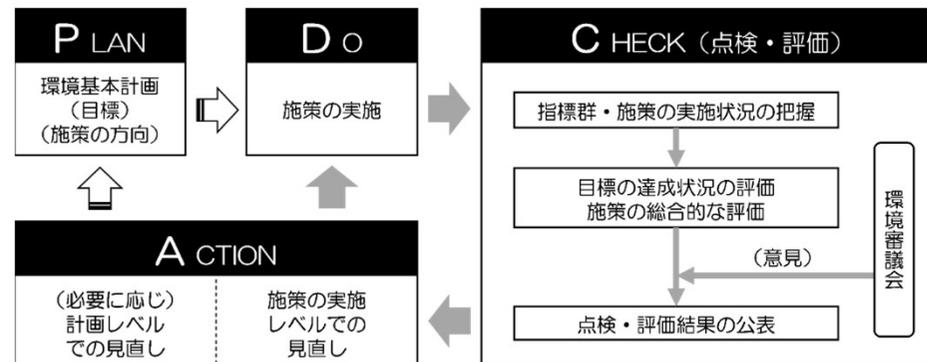
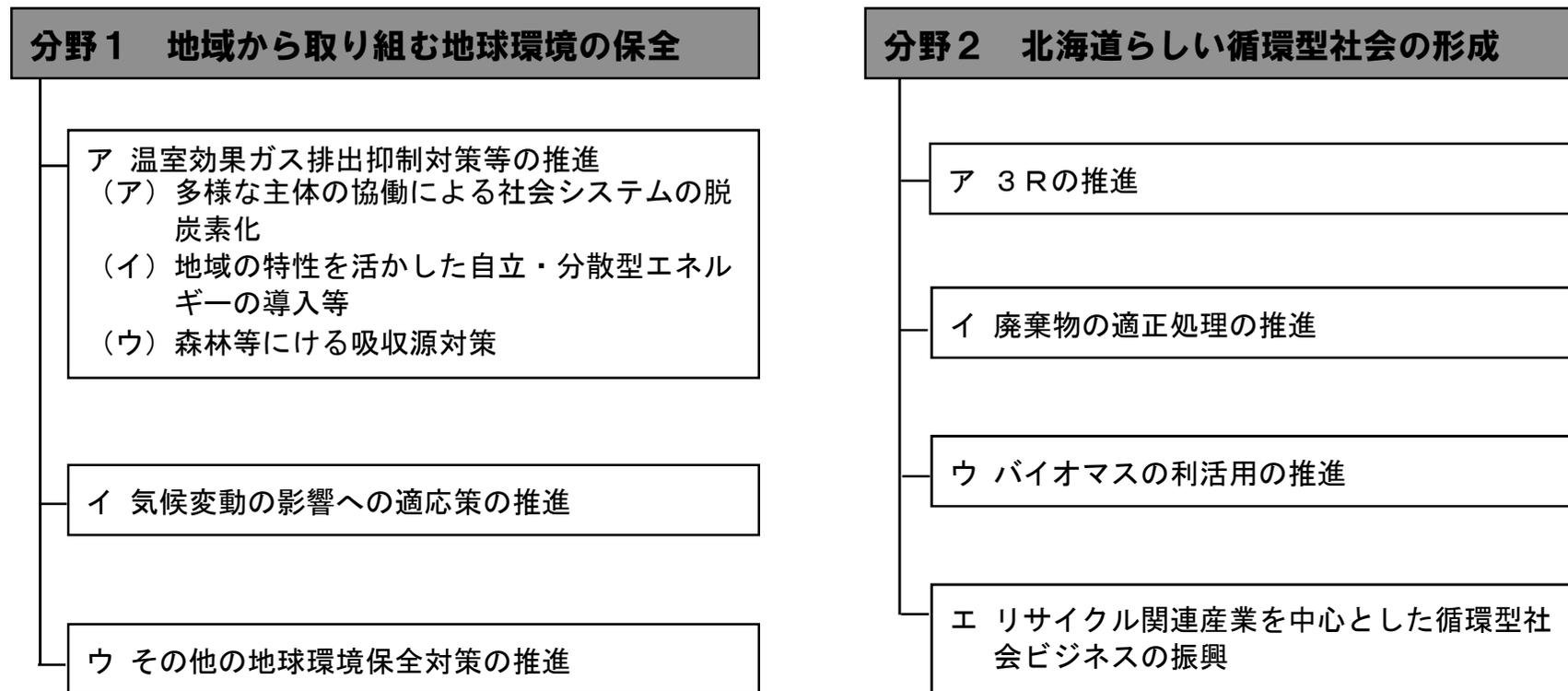


図 計画の進行管理イメージ

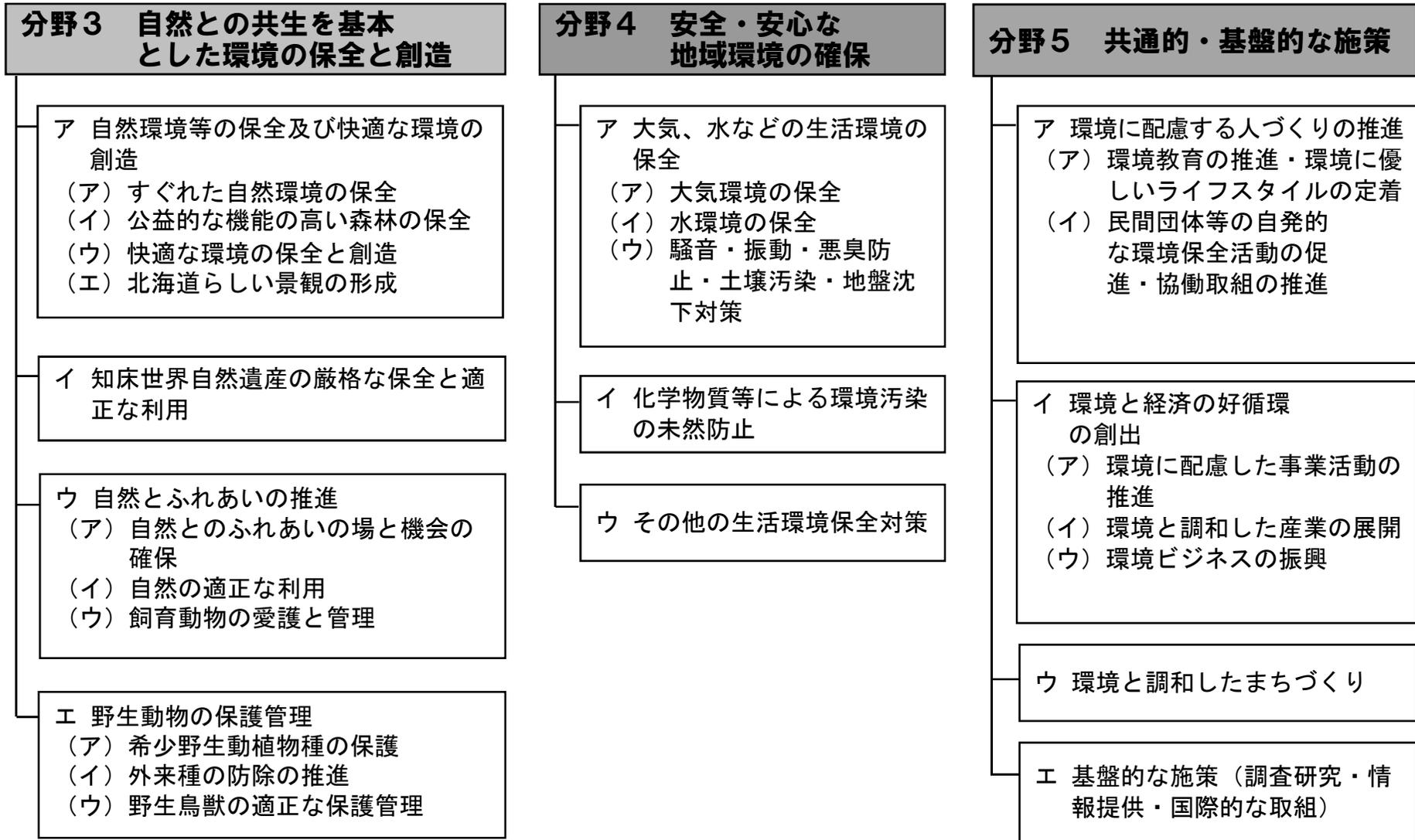
## 2 点検・評価を行う項目～分野及び施策体系（1／2）

点検・評価は、基本計画に掲げる「分野」及び「道の施策（施策体系）」記載の項目（5分野32施策）ごとに行います。

なお、進捗状況の傾向を明らかにするため、「分野」ごとに指標群（12指標、11個別指標、45補足データ）を定めており、これについても最新の数値を把握し、それぞれ評価しています。

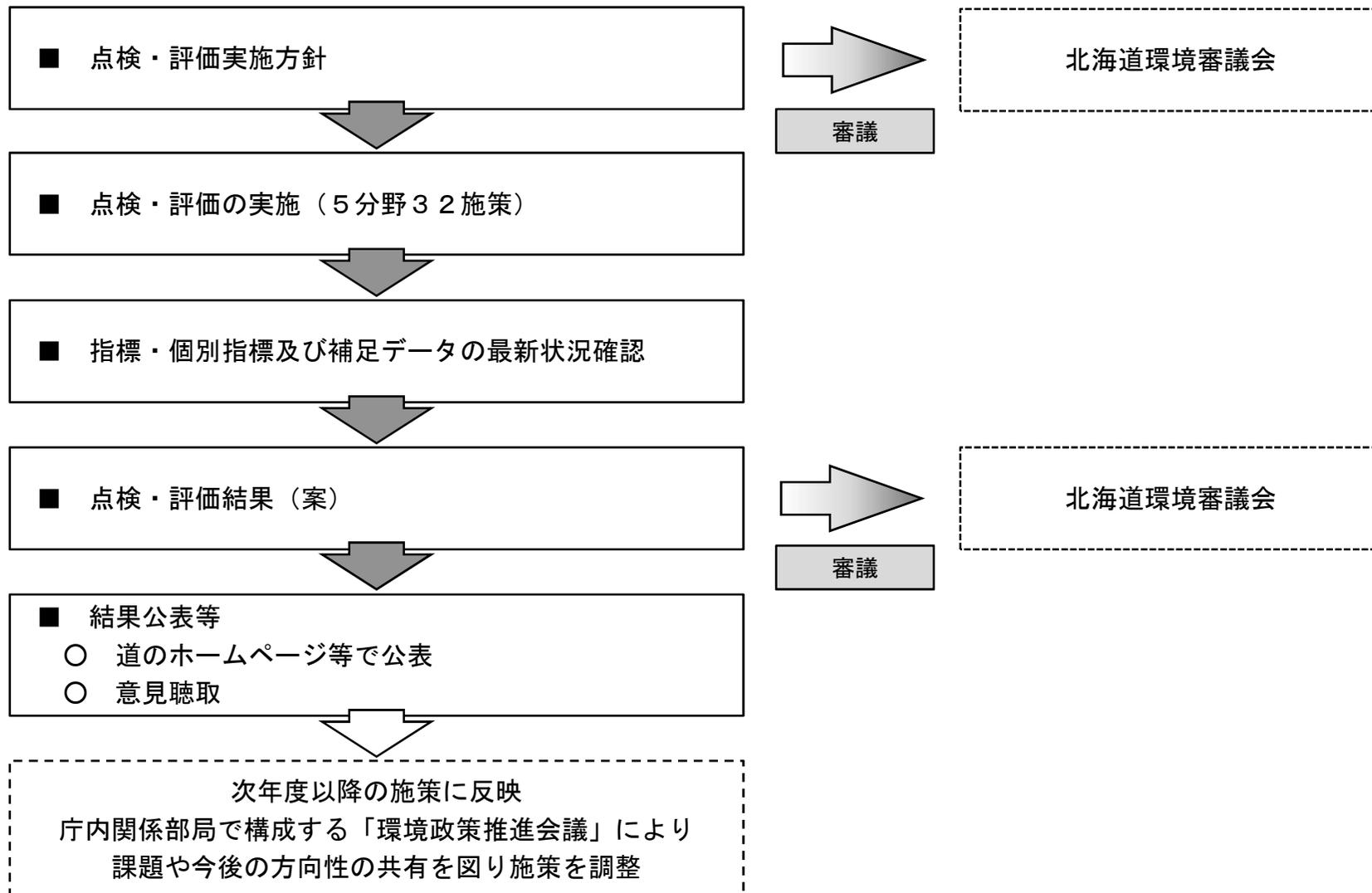


## 2 点検・評価を行う項目～分野及び施策体系（2／2）



### 3 点検・評価の流れ・方針

前述した32施策ごとに、「当該年度の主な取組・進捗状況」や「関連指標群の状況」を把握した上で、点検・評価を行いました。



### Ⅲ 分野別の点検・評価

以下、分野ごとに、進捗状況の評価と課題や令和3年度を取組、今後の取組の方向性を記載しています。  
なお、各分野ごとのSDGsの目標との関係は次のとおりです。

#### 分野1 地域から取り組む地球環境の保全



#### 分野2 北海道らしい循環型社会の形成



#### 分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造



#### 分野4 安全・安心な地域環境の確保



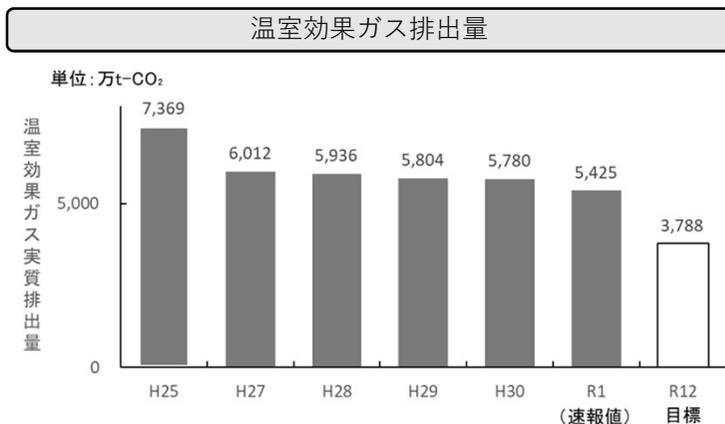
#### 分野5 共通的・基盤的な施策



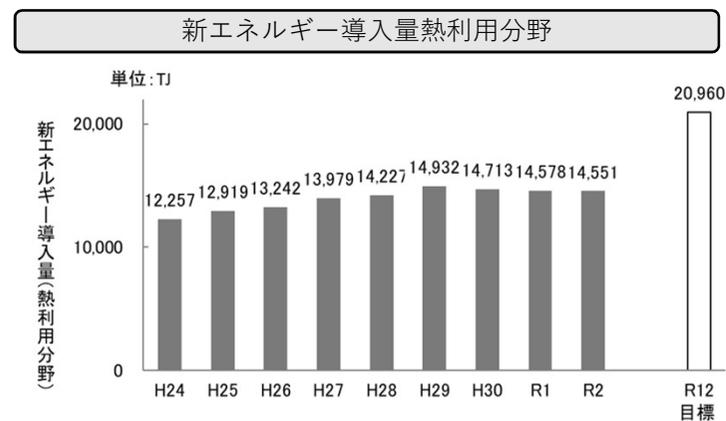
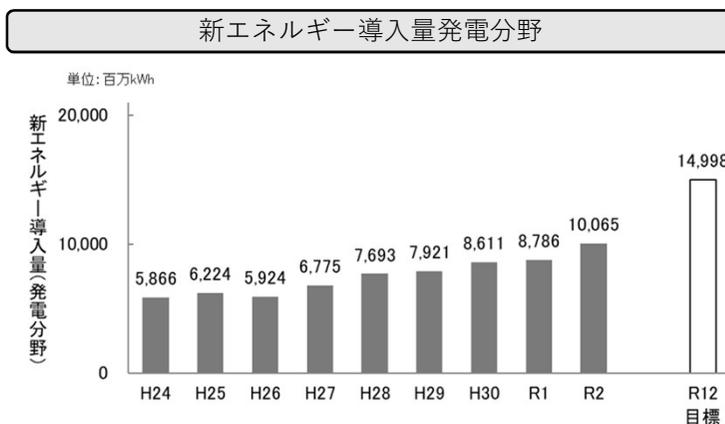
## 分野1 地域から取り組む地球環境の保全

### 【進捗状況の評価と課題】

- 温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、引き続き、目標の達成に向けて取組を進めることが必要。



- 新エネルギー導入量のうち発電分野は前年度と比べて14.6%増加している一方、熱利用分野は横ばいとなっており、目標の達成に向けて、今後は熱利用分野の導入拡大が必要。

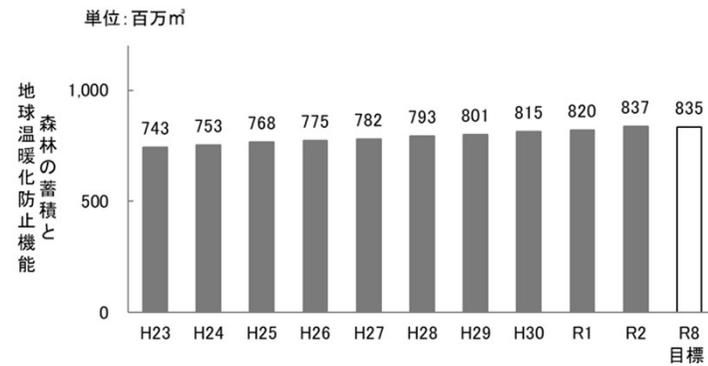


## 分野1 地域から取り組む地球環境の保全

### 【進捗状況の評価と課題】

- 森林の蓄積は令和2年度で837百万m<sup>3</sup>となっており、目標を達成。

森林の蓄積と地球温暖化防止機能



## 分野1 地域から取り組む地球環境の保全

### 【令和3年度の主な取組】

#### ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

- 北海道地球温暖化防止活動推進員を派遣して地域における取組に対して助言を行うなど、普及啓発を実施。
- 「ほっかいどう・省エネ3Sキャンペーン」の展開、北海道クールアース・デイを中心とした期間の普及啓発やエコ&セーフティドライブの周知などを実施。
- エネルギー地産地消の先駆的なモデル事業や新エネ設備の導入などの取組を支援。

#### イ 気候変動の影響への適応策の推進

- 令和3年4月に北海道気候変動適応センターを設置、適応に関する情報の収集・発信や自治体職員向け勉強会を開催するなど、適応に関する情報のプラットフォーム化に向けた取組を実施。

#### ウ その他の地球環境保全対策の推進

- フロン類適正管理の推進のため、事業者などへの立入検査を行ったほか、酸性雨による生態系への影響を把握するための土壌・森林植生モニタリング調査や海岸漂着物対策のための海洋プラスチックごみ発生抑制調査を実施。

### 【今後の取組の方向性】

#### ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

- 2050年までのゼロカーボン北海道の実現という目標を共有しながら協働し、社会システムの脱炭素化に向けた施策に取り組む。
- 豊富なエネルギー資源を有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入に向けた施策や道産木材の利用など森林による二酸化炭素吸収源対策に取り組む。

#### イ 気候変動への適応策の推進

- 道民や事業者の適応に対する関心を深め、それぞれの主体における取組が促進されるよう、関係機関等と連携して適応の情報提供や普及啓発を行う。

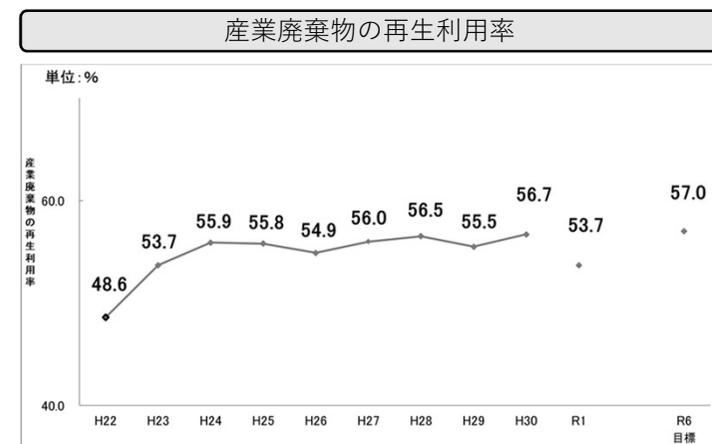
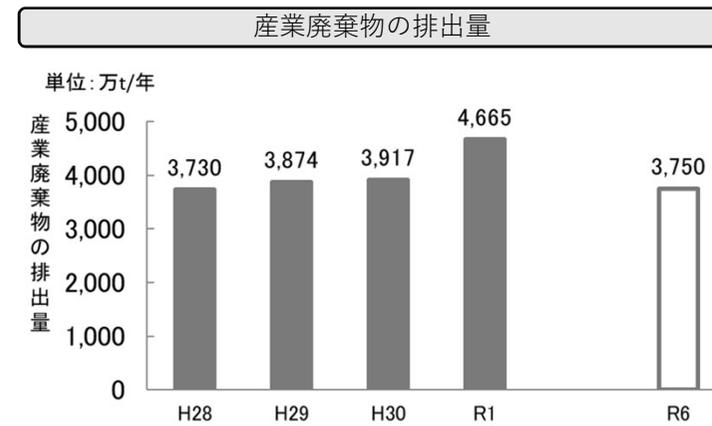
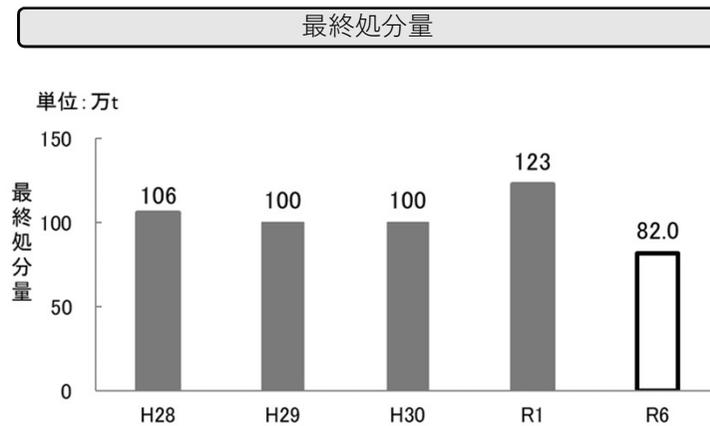
#### ウ その他の地球環境保全対策の推進

- 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、フロン類の管理の適正化に取り組む。
- 酸性雨のモニタリングや海岸漂着物対策など広域的な環境問題に取り組む。

## 分野2 北海道らしい循環型社会の形成

### 【進捗状況の評価と課題】

- 平成30年度まで、最終処分量は横ばい、産業廃棄物の排出量は微増、産業廃棄物の再生利用率は近年横ばいで、それぞれ推移している。令和元年度から推計方法を変更しており、単純に前年度までと比較はできない。

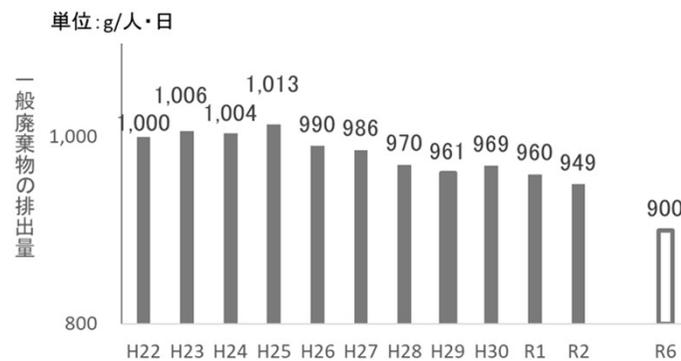


## 分野2 北海道らしい循環型社会の形成

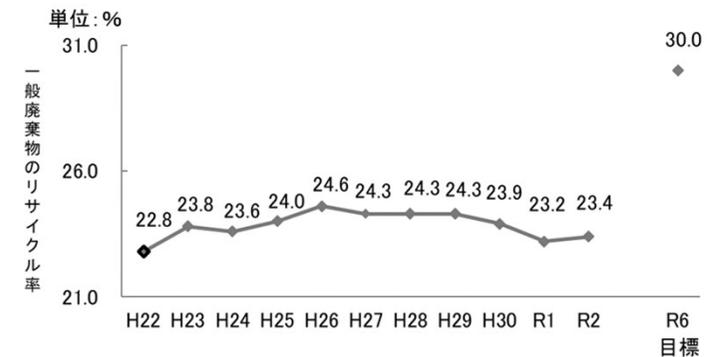
### 【進捗状況の評価と課題】

- 一般廃棄物の一人1日当たりの排出量は減少しているものの、目標の達成には至っていない。また、リサイクル率は横ばい傾向にあり、排出量の削減・リサイクル推進に向けて、引き続き取組を進める必要がある。

一般廃棄物の一人1日当たりの排出量

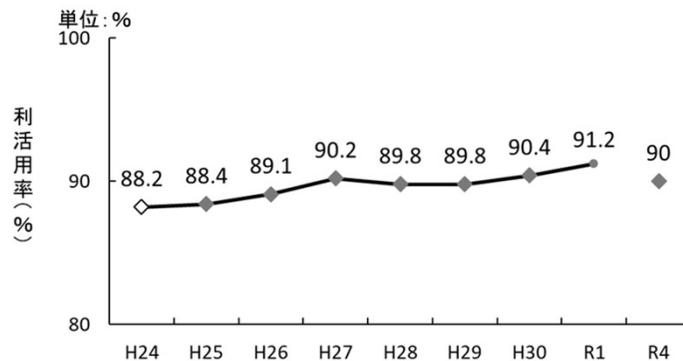


一般廃棄物のリサイクル率

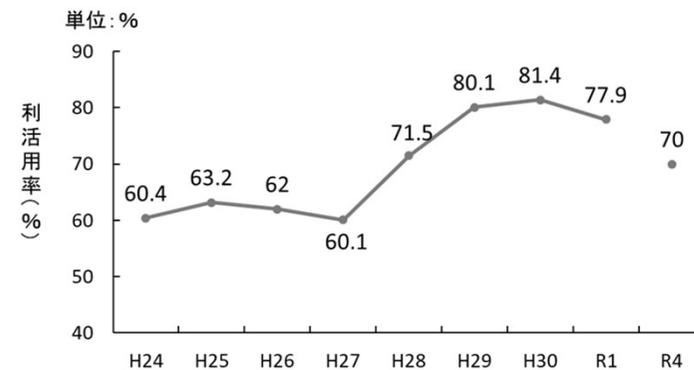


- バイオマス利活用率は廃棄物系、未利用ともに目標を達成。

廃棄物系バイオマス利活用率



未利用バイオマス利活用率



## 分野2 北海道らしい循環型社会の形成

### 【令和3年度の主な取組】

#### ア 3Rの推進

- 各（総合）振興局における3Rキャンペーンや容器包装の簡素化に関するパネル展を実施。また、啓発資材を作成・配布。
- ビジネスE X P Oにおいて北海道認定リサイクル製品及びリサイクルブランドの製品や紹介パネルを展示。
- プラスチックごみ削減に向け、道庁内で率先した取組を推進。また、事業者の意識を高め、環境配慮経営を定着させるため、「北海道ゼロ・エミ大賞」の表彰を実施。

#### イ 廃棄物の適正処理の推進

- 市町村が「一般廃棄物処理計画」等を策定する際の助言や立入検査などを実施。
- 産業廃棄物について、関係機関と地域の実情に合った処理体制などの情報交換や協議を行ったほか、多量排出事業場等への立入検査を実施。

#### ウ バイオマスの利活用の推進

- 北海道バイオマスネットワーク会議において、メールマガジンの発行やセミナーの開催など、先進的な利活用の情報を発信。

#### エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

- 北海道循環資源利用促進協議会において、廃棄物の資源化に向けた課題解決のため、リサイクルの可能性などを検討。
- 循環資源利用促進税を活用し、産業廃棄物のリサイクル等の設備整備に対する補助などを実施。

## 分野2 北海道らしい循環型社会の形成

### 【今後の取組の方向性】

#### ア 3Rの推進

- 3Rの取組を定着させるための普及啓発、プラスチックごみの削減に係る実践行動の定着に取り組む。

#### イ 廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物の適正処理に向けて、市町村への情報提供や技術的支援のほか、環境美化の普及啓発に取り組む。
- 産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する監視・指導のほか、関係機関と連携し、リサイクルや減量化の推進に取り組む。
- 不法投棄等の防止に向けて、関係機関と連携した監視活動や普及啓発に取り組む。

#### ウ バイオマスの利活用の推進

- 「北海道バイオマスネットワーク会議」を通じた情報共有や普及啓発に取り組むとともに、地域のバイオマス利活用に必要な施設整備等の取組を支援する。

#### エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

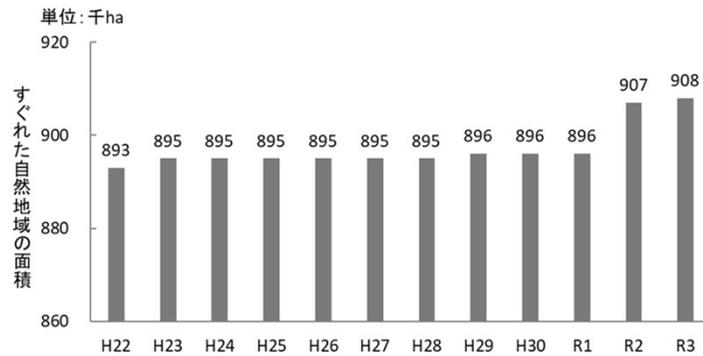
- 未利用循環資源のリサイクルの可能性検討や産業廃棄物のリサイクル等の設備整備補助等に取り組むほか、再生品の利用拡大を推進する。

## 分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

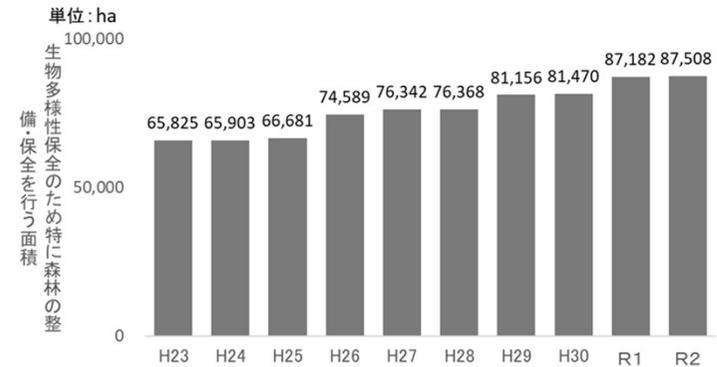
### 【進捗状況の評価と課題】

- すぐれた自然地域の面積はわずかながら増加しているほか、森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積が着実に増加している一方で、自然保護監視員等の人数は年々減少しており、今後は集中的、計画的な監視を行いながら、自然環境等の保全と快適な環境の創造に向けた取組を推進することが必要。

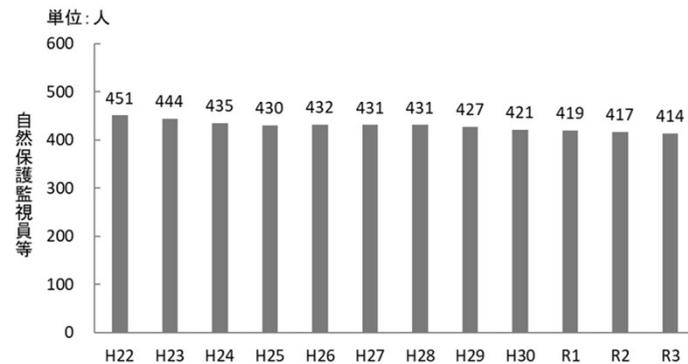
すぐれた自然地域の面積



生物多様性保全のため  
特に森林の整備・保全を行う面積



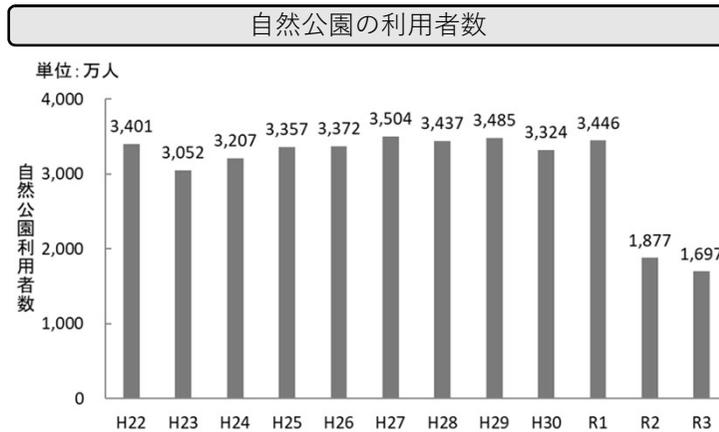
自然保護監視員等の人数



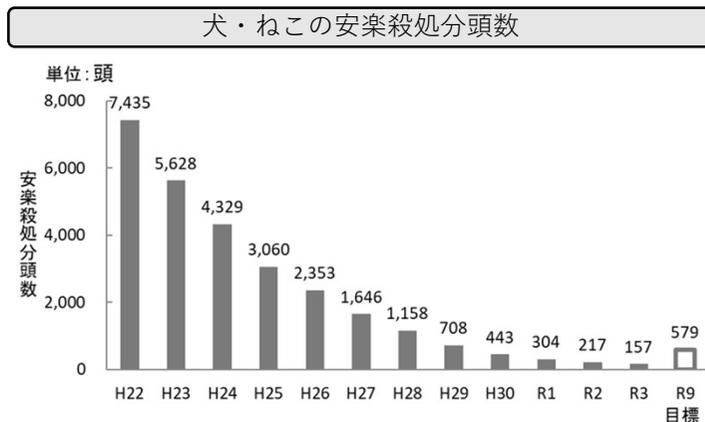
## 分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

### 【進捗状況の評価と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から自然公園の利用者数が大きく減少。今後は徐々に感染症対策が緩和されることが見込まれることから、引き続き、公園施設の整備や自然体験の機会の提供、自然環境にやさしいツーリズムの推進など、自然とのふれあいの場と機会の確保や適正な利用に向けた取組を進めることが必要。



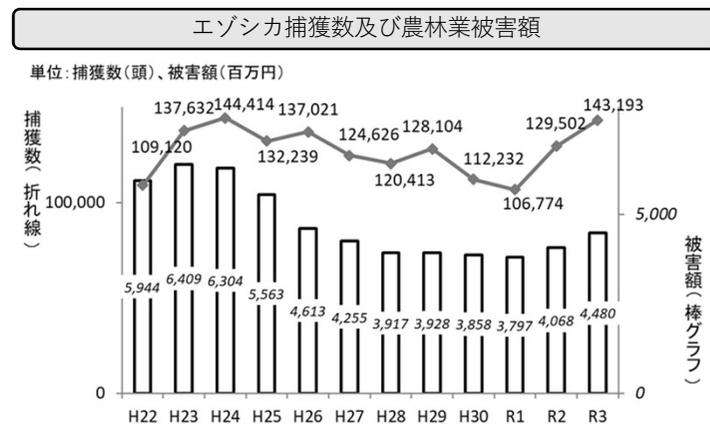
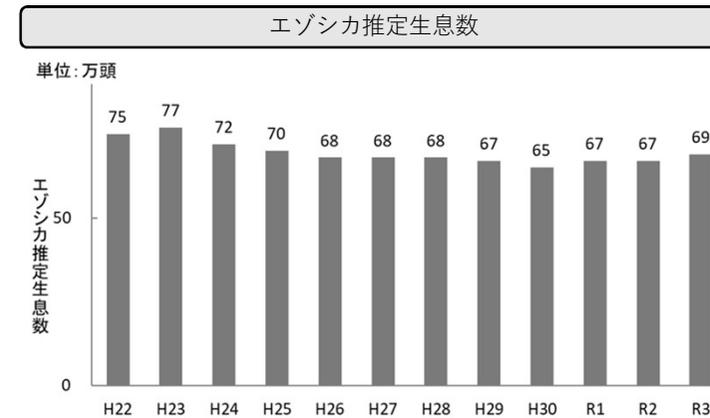
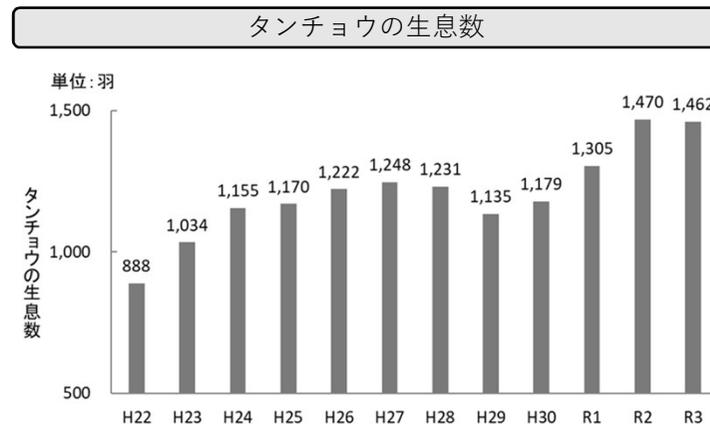
- 犬・ねこの安楽殺処分頭数は着実に減少し、目標を達成しているが、多頭数飼育やペット販売のトラブルなどは社会問題となっており、引き続き、飼養動物の愛護と管理に関する取組を推進することが必要。



## 分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

### 【進捗状況の評価と課題】

○ タンチョウの生息数は増加傾向だが、令和3年度は前年度から横ばいとなっている。また、エゾシカの推定生息数や農業被害額が増加しており、多様な鳥獣の生息環境保全を図るため、野生鳥獣の保護管理に向けた取組を推進することが必要。



## 分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

### 【令和3年度の主な取組】

#### ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

- 自然公園の適正な保護と利用や湿原生態系の適切な保全を推進。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、公益的な機能の高い森林の保全を推進。
- 生物多様性の保全活動の推進や普及啓発、みどりの保全と創造、水辺の保全とふれあいづくりなど、快適な環境の保全と創造を推進。
- 快適で魅力ある都市・農村の景観づくりなど、北海道らしい景観の形成を推進。

#### イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- 地元や関係行政機関が一体となって、地域主導による地域の保全と適正な利用を推進。

#### ウ 自然とのふれあいの推進

- 自然環境にやさしいツーリズムの推進や自然公園の整備と自然体験の機会の提供、ジオパークを活かした地域づくりなど、自然とのふれあいの場と機会の確保や自然の適正な利用を推進。
- 動物の適正な飼養・取扱いや特定動物等の飼養などについての普及啓発と指導のほか、犬・猫の引取りや譲渡などを実施。

#### エ 野生生物の保護管理

- 希少な野生動植物を保護する取組や分布・生態調査の推進、盗掘防止のための監視など、希少野生動植物種の保護を推進。
- 「特定外来生物」（アライグマやセイヨウオオマルハナバチ）、「指定外来種」（アズマヒキガエル）対策など、外来種の防除を推進。
- エゾシカの管理と有効活用、ヒグマの保護管理、アザラシの管理、狩猟の適正化、被害対策など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進。

## 分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

### 【今後の取組の方向性】

#### ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

- 保護地域の適切な管理や監視等を行うほか、湿原生態系の適切な保全に取り組む。また、公益的な機能の高い森林を保全するため、地域の特性に応じた森林づくりを進めるとともに、快適な環境の保全と創造や北海道らしい景観の形成に取り組む。

#### イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- 地元や関係行政機関と連携して、地域の保全と適正な利用への取組を推進する。

#### ウ 自然とのふれあいの推進

- 自然公園の整備や自然体験の機会の提供に取り組むほか、自然環境の適正な利用を図るため、自然環境にやさしいツーリズムの推進などに取り組む。
- 動物愛護管理センターの体制の構築に向けた検討を進めるとともに、動物の適正な飼養・取扱いや特定動物等の飼養に関する普及啓発や監視・指導などに取り組む。

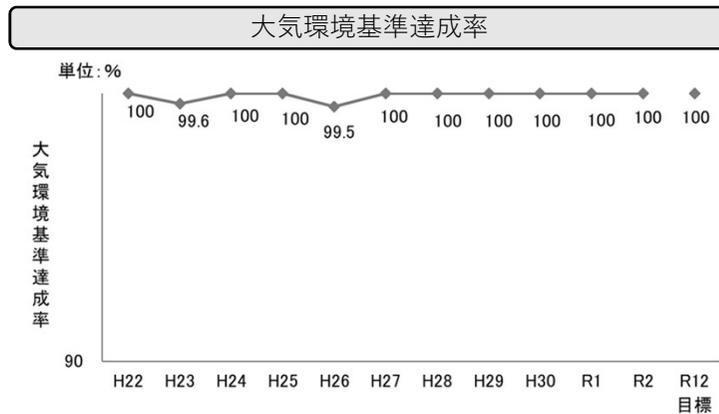
#### エ 野生生物の保護管理

- 「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などに取り組むほか、外来種の指定や防除などを推進する。
- エゾシカの個体数管理や有効活用、道民とヒグマのあつれき軽減とヒグマ地域個体群の存続を両立するための取組などを進めるほか、野生鳥獣の保護管理に関する施策に取り組む。

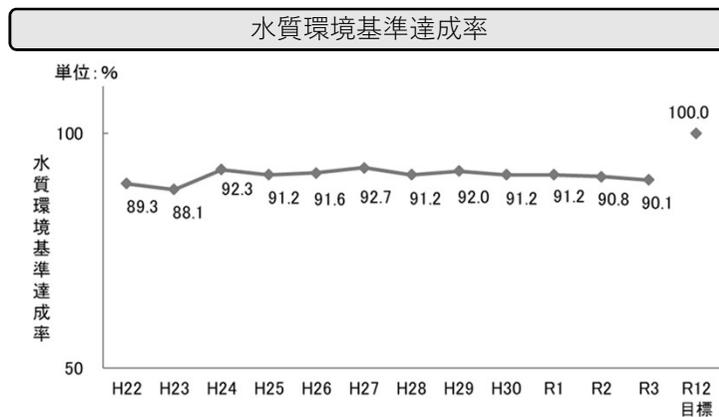
## 分野4 安全・安心な地域環境の確保

### 【進捗状況の評価と課題】

- 大気環境基準達成率は100%を維持しているが、安全・安心な生活と地域環境のさらなる確保に向けて、引き続き、大気環境の調査・監視や事業者に対する指導・助言等が必要。



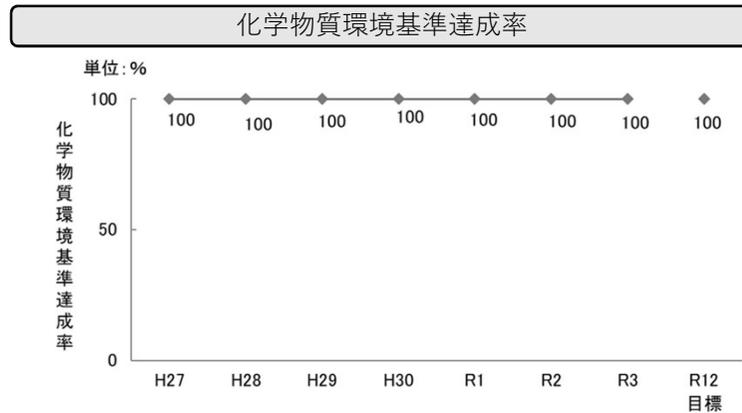
- 水質環境基準達成率は90.1%と横ばいとなっており、目標に向けて調査・監視や事業者に対する指導・助言等を継続することが必要。



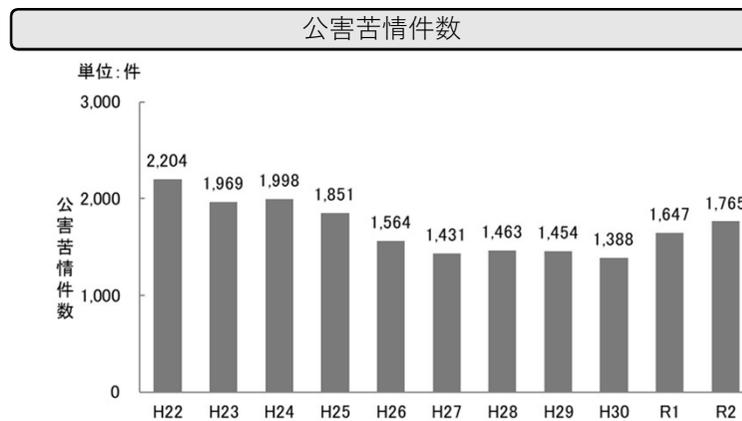
## 分野4 安全・安心な地域環境の確保

### 【進捗状況の評価と課題】

- 化学物質（ダイオキシン類）の環境基準達成率は100%を維持しているが、引き続き、調査・監視や事業者に対する指導・助言等が必要。



- 近年、公害苦情件数は増加傾向にあることから、公害苦情や公害紛争の適切な処理が必要。



## 分野4 安全・安心な地域環境の確保

### 【令和3年度の主な取組】

#### ア 大気、水などの生活環境の保全

- 環境基準を達成し、継続的な改善を図るため、調査・監視や事業者に対する指導など、環境保全を推進。
- 上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市まで流域全体で捉え、良好な水環境の確保、効果的・持続的な利用などを推進。
- 工場・事業場・建設作業や自動車、航空機による騒音・振動対策、悪臭防止、土壌汚染、地盤沈下対策を推進。

#### イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類対策、P R T R制度の推進など、化学物質汚染対策や食品の環境汚染物質検査を推進。

#### ウ その他の生活環境保全対策

公害苦情や公害紛争の処理、泊発電所に関する環境保全対策などを推進。

### 【今後の取組の方向性】

#### ア 大気、水などの生活環境の保全

- 良好な大気環境の保全に向けて、窒素酸化物等大気環境の継続的な調査・監視や大気汚染防止法等に基づく立入検査等による事業者に対する指導・助言、アスベスト対策などに取り組む。
- 健全な水環境の確保に向けて、公共用水域や地下水の常時監視、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の監視などに取り組むほか、生活排水、農薬の安全使用、休廃止鉱山鉱害等の対策、水源地域における森林整備など、関係者と連携した取組を推進する。
- 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため関係法令に基づく対策に取り組むほか、土壌汚染や地盤沈下対策に取り組む。

#### イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

- 化学物質等による環境汚染の未然防止に向けて、ダイオキシン類の調査測定や発生施設に対する立入検査のほか、P R T R制度の適切な運用、魚介類の水銀検査などに取り組む。

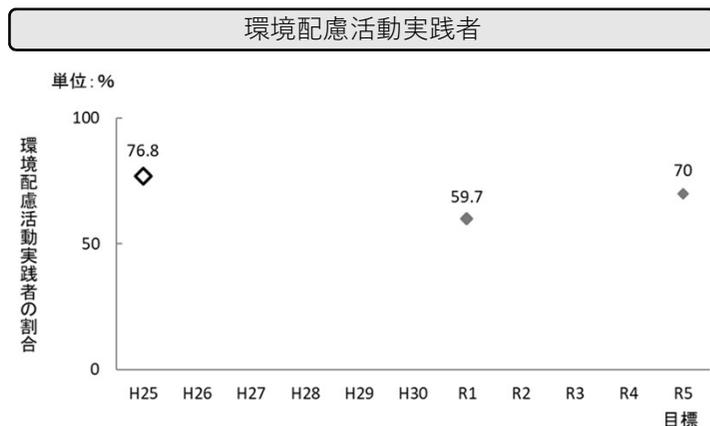
#### ウ その他の生活環境保全対策

- 公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めるとともに、事業者と締結した公害防止・環境保全協定に基づく指導や環境モニタリングに取り組む。

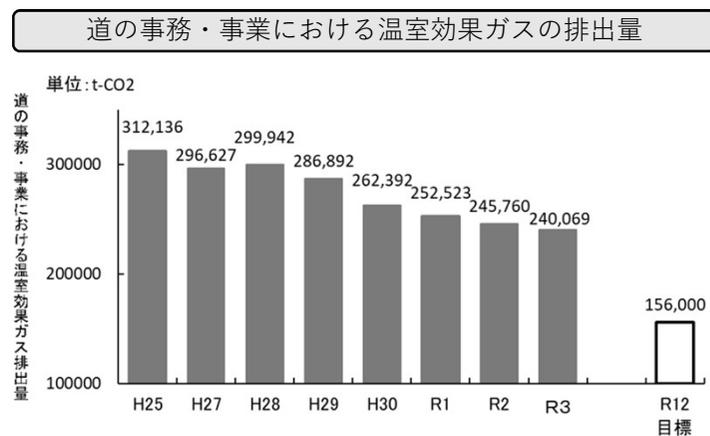
## 分野5 共通的・基盤的な施策

### 【進捗状況の評価と課題】

- 令和元年度の環境配慮活動実践者（道民意識調査で「日常生活において環境に配慮した行動をしている」と回答した人）の割合が平成25年度から17.1ポイント減少しており、環境配慮行動の定着を図るため、引き続き、環境教育の機会の提供や環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を推進することが必要。



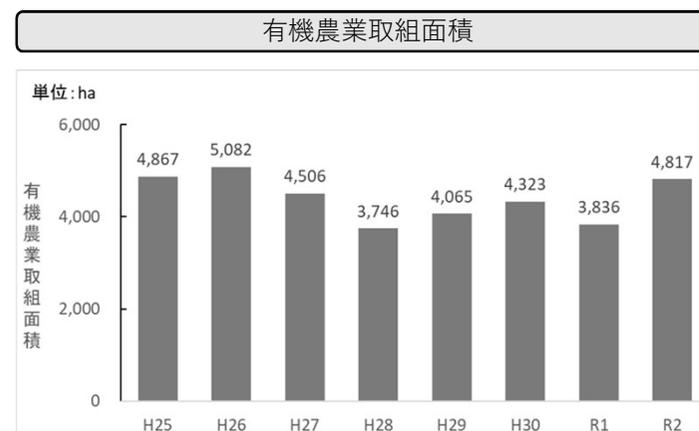
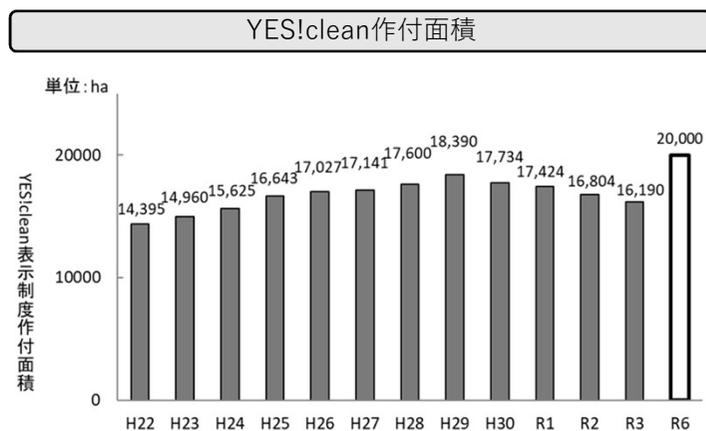
- 令和3年度の道の事務・事業における温室効果ガスの排出量は前年度から2.3%減と着実に減少しているが、目標達成に向けては引き続き、使用電力量の削減など道自らが環境負荷の低減に向け、率先して行動することが必要。



## 分野5 共通的・基盤的な施策

### 【進捗状況の評価と課題】

- 令和3年度のYES!clean作付面積は16,190haとなっており、平成29年度以降減少傾向にある。引き続き、有機農業の取組と合わせ、作付面積の拡大に向けて、産地への働きかけや消費者・流通業者へのPRによる消費拡大が必要。



## 分野5 共通的・基盤的な施策

### 【令和3年度の主な取組】

#### ア 環境に配慮する人づくりの推進

- 環境活動の指導的役割を担うための人材の育成や効果的な活用、環境配慮行動の意識付け、学校教育での環境教育などを推進。
- 様々な主体間の連携を進めるため、環境道民会議によるイベントの開催や企業との協定に基づく事業の実施、環境保全活動功労者の表彰、（公財）北海道環境財団への支援などを実施。

#### イ 環境と経済の好循環の創出

- 企業による自主的な環境保全の取組の促進、道自ら事業者として、率先した環境配慮の取組を推進。
- クリーン農業や有機農業のほか、林業、水産業、観光産業などで、環境との調和に配慮した取組を推進。
- 環境・エネルギー関連機器の技術開発・製品開発に対する補助や環境関連産業への参入促進等に向けた支援など環境関連産業の振興の取組を推進。

#### ウ 環境と調和したまちづくり

北方型住宅やネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）など環境に配慮した住まいづくりの推進、各種開発許可制度の適正な運用など、環境に配慮した土地利用を促進。

#### エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

地域の環境問題の解決に向け、実態把握や技術開発などの調査研究を促進、環境に関する取組状況や調査研究の成果など情報の収集・提供を推進。

## 分野5 共通的・基盤的な施策

### 【今後の取組の方向性】

#### ア 環境に配慮する人づくりの推進

- 指導者の育成や効果的な活用、地域での学習活動に対する支援、学校教育における環境教育の推進に取り組む。
- 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による活動を進めるため、環境道民会議による取組や企業との協定による事業、（公財）北海道環境財団の取組に対する支援などを行う。

#### イ 環境と経済の好循環の創出

- 北海道グリーン・ビズ認定制度などにより企業の自主的な環境保全の取組を促すとともに、道自ら率先して環境配慮の推進に取り組む。
- クリーン農業や有機農業の推進に取り組むとともに、林業、水産業、観光産業などで、産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を進める。
- 環境ビジネスの振興のため、環境・エネルギー関連機器の技術開発・製品開発に対する補助や環境関連産業への参入促進等に向けた支援、関係者の連携強化、施設整備の促進などに取り組む。

#### ウ 環境と調和したまちづくり

- 持続可能で質の高い暮らしの場を目指し、北方型住宅やネット・ゼロ・エネルギーハウス（Z E H）など環境に配慮した住まいづくりなどを進める。
- 無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進するため、一定規模以上の開発行為に対し、環境影響評価を行うなど各種開発許可制度を適正に運用する。

#### エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

- 地域の環境問題の解決に向け、（地独）道総研と連携し、実態把握や技術開発などの調査研究を進めるとともに、環境に関する施策や各種調査結果など情報の収集・提供に取り組む。